

三沢市少年少女文化賞等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化活動において優れた成績を収めた児童生徒等を表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 三沢市少年少女文化賞等表彰（以下「文化賞等表彰」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 三沢市少年少女文化優秀賞
- (2) 三沢市少年少女文化奨励賞

(主催)

第3条 文化賞等表彰の主催は、三沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(表彰の範囲)

第4条 文化賞等表彰の範囲は、18歳以下の次に掲げるものとする。

- (1) 本市の市民である児童生徒
- (2) 本市に所在する小学校、中学校、高等学校等に在籍する児童生徒
- (3) その他、教育長が特に必要と認めるもの

(表彰の基準)

第5条 文化賞等表彰の基準は別表のとおりとする。

(受賞候補者の推薦)

第6条 文化賞等表彰の受賞候補者を推薦しようとする学校及び団体は、所定の期日までに、別紙様式に必要書類を添えて教育委員会へ提出しなければならない。

(受賞者の選考及び決定)

第7条 受賞者の選考及び決定は、前条の規定による推薦に基づき、教育委員会が行う。

(表彰の方法等)

第8条 表彰の方法は、表彰状及び記念品を学校長等が受賞者へ授与することにより行う。

- 2 受賞者が表彰の前に死亡した場合は、その遺族に対し伝達するものとする。
(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月26日から施行する。
(三沢市少年少女の文化に関する表彰基準の廃止)
- 2 三沢市少年少女の文化に関する表彰基準（平成24年11月26日制定）
は、廃止する。

別表 表彰基準（第5条）

種 類	基 準	
共通事項	<p>公的機関が主催・共催・後援する大会及び作品展等に参加し、優れた成績を納めた児童生徒等を表彰の対象とする。ただし、概ね3年以上継続されている民間企業が主催する大会及び作品展等は対象とする。</p>	
少年少女 文化優秀 賞	大会等	<p>(1)予選大会等を経て開催される全国規模の大会等において最高位の成績を取めたもの</p> <p>(2)予選大会等を経て開催される全国規模の大会等において3位相当までの成績を取め、かつこれまでに同様の大会等の成績をもって文化奨励賞を受賞した経験を有するもの</p>
	作品展等	<p>(1)全国規模で開催される作品展等において最高賞を受賞したもの</p> <p>(2)全国規模で開催される作品展等において3位相当までの成績を取め、かつこれまでに同様の作品展等の成績をもって文化奨励賞を受賞した経験を有するもの</p>
少年少女 文化奨励 賞	大会等	<p>(1)県大会において最高賞を受賞したもの</p> <p>(2)予選大会等を経て開催される東北地区の大会等において3位相当までの成績を取めたもの</p> <p>(3)予選大会等を経て開催される全国規模の大会等で8位相当までの成績を取めたもの</p>
	作品展等	<p>(1)県内から応募のある作品展等において最高位の成績を取めたもの</p> <p>(2)地方区分ごとに応募のある作品展等において3位相当までの成績を取めたもの</p> <p>(3)全国規模で開催される作品展等において8位相当までの成績を取めたもの</p>